

畠地・園地の経営体の皆さんへ

# 畠地・園地の整備に関する施策

～整備に役立つ支援策の紹介～



スプリンクラーによる畠地へのかん水



畠地・園地を結ぶ農道



傾斜地での排水路



スプリンクラーによるみかん園へのかん水

平成26年4月  
中国四国農政局 生産部・整備部



# はじめに

本手引きは、地域における野菜や果樹等の畠地の整備について、必要な整備をどの事業を活用すれば効果的に取り組めるのか「逆引き」方式で作成しています。

取り組みたい整備の内容（STEP 1）からスタートし、地域とのマッチング（STEP 2）、支援が可能な事業の選定（STEP 3）、事業内容の紹介（STEP 4）の順に進んでください。

なお、STEP 3で がある事業は単独実施が可能です。

## 逆引きの方法

STEP 1

取り組み  
たい整備  
内容

STEP 2

地域との  
マッチン  
グ(注)

STEP 3

支援が可  
能な事業  
の選定

STEP 4

事業内容  
の紹介

(注)地域とのマッチングにおける事業規模は概ね次の面積を想定しています。

大規模：概ね200ha以上を想定

中規模：概ね20ha以上を想定

小規模：概ね5ha以上を想定

### 利用にあたっての留意点

本手引きは、平成26年4月時点の事業内容で作成しています。今後、事業内容が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、事業により、申請の手続き方法が異なりますので、活用方法などの詳細については各事業毎（P12～）の「お問い合わせ先」へ確認して下さい。

## STEP1

## 目 次

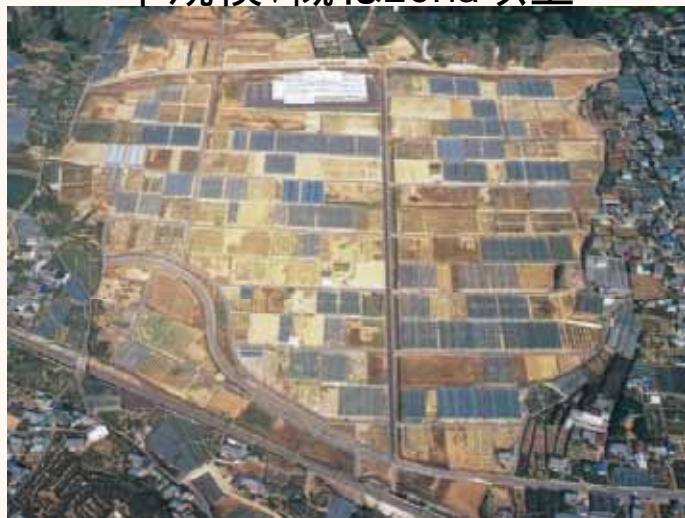
対象	取り組みたい整備内容	事業規模			頁
		大	中	小	
ほ場	ほ場区画を大きくしたい				1
ほ場	ほ場勾配を緩くしたい				1
ほ場	客土をしたい				2
ほ場	土壤改良をしたい				2
ほ場	暗渠排水を整備したい				3
ほ場	湧水処理をしたい				3
ほ場	石を取り除きたい（除礫）				4
ほ場	耕作放棄地を再生したい				4
ほ場	鳥獣侵入防止柵を設置したい				5
用水	スプリンクラーや給水栓を新しく設置したい				5
用水	スプリンクラーや給水栓を更新したい				6
用水	水路（開水路・パイpline）を新しく整備したい				6
用水	水路（開水路・パイpline）を更新したい				7
農道	農道を新しく整備したい				7
農道	農道の幅を拡げたい				8
農道	農道の舗装を打ち直したい				8
農道	農道に離合のための待避所を整備したい				9
農道	軌道（農業用モノレール）を新しく設置したい				9
農道	軌道（農業用モノレール）を更新したい				10
園内道	園内作業道を整備したい				10
改植	優良品目・品種の果樹へ転換したい				11

## 事業規模のイメージ

大規模：概ね200ha以上



中規模：概ね20ha以上



小規模：概ね5ha以上



ほ場

ほ場区画を大きくしたい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。また、簡易な整備による方法や自力施工をお考えの方には、一定の金額を助成する定額助成があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

定額助成(一定の金額を助成)

STEP 3

支援が可能な事業

8

1 2 4 10

3 5 6

3

単独での実施が可能

ほ場

ほ場勾配を緩くしたい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。また、簡易な整備による方法や自力施工をお考えの方には、一定の金額を助成する定額助成があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

定額助成(一定の金額を助成)

STEP 3

支援が可能な事業

8

1 2 4 10

3 5 6 12

3

単独での実施が可能

ほ場

客土をしたい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、客土が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業



8



1



2



4



10



3



5



6

単独での実施が可能

ほ場

土壤改良をしたい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、土壤改良が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業



8



1



4



10



3



5



6



12

単独での実施が可能

ほ場

暗渠排水を整備したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、暗渠排水が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。また、自力施工をお考えの方には、一定の金額を助成する定額助成があります。

STEP 2

整備の規模
大規模な整備
中規模な整備
小規模な整備
定額助成(一定の金額を助成)

STEP 3

支援が可能な事業			
8			
1	2	4	10
3	5	6	12
3			

単独での実施が可能

ほ場

湧水処理をしたい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、湧水処理が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。また、自力施工をお考えの方には、一定の金額を助成する定額助成があります。

STEP 2

整備の規模
大規模な整備
中規模な整備
小規模な整備
定額助成(一定の金額を助成)

STEP 3

支援が可能な事業		
8		
1	4	10
3	5	6
3		

単独での実施が可能

ほ場

石を取り除きたい(除礫)



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、除礫が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業

8

中規模な整備

1 4 10

小規模な整備

3 6

単独での実施が可能

ほ場

耕作放棄地を再生したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。また、耕作放棄地の再生について一定の金額を助成する定額助成や併せて土づくり、営農定着、施設整備等に取り組める事業があります。

STEP 2

整備の規模

STEP 3

支援が可能な事業

大規模な整備



中規模な整備



小規模な整備

6

定額助成(一定の金額を助成)・併せて  
土づくり、営農定着、施設整備等が可能

6

単独での実施が可能

ほ場

鳥獣侵入防止柵を設置したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、鳥獣侵入防止柵は農地整備等と併せての実施が必要な事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業

8 13

1 4 9 10 13

3 7 13

単独での実施が可能

用水

スプリンクラーや給水栓を新しく設置したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、スプリンクラーや給水栓の新設が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。また、自力施工をお考えの方には、一定の金額を助成する定額助成があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

定額助成(一定の金額を助成)

STEP 3

支援が可能な事業

1 2 4 10

3 5 12

3

単独での実施が可能

用水

スプリンクラーや給水栓を更新したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、スプリンクラーや給水栓の更新が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。また、自力施工をお考えの方には、一定の金額を助成する定額助成があります。

STEP 2

整備の規模
大規模な整備
中規模な整備
小規模な整備
定額助成(一定の金額を助成)

STEP 3

支援が可能な事業
1 2 4 10
3 5
3

単独での実施が可能

用水

水路(開水路・パイプライン)を新しく整備したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、開水路やパイplineの新設が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模
大規模な整備
中規模な整備
小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業
8
1 2 4 10
3 5

単独での実施が可能

用水

水路(開水路・パイプライン)を更新したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、開水路やパイプラインの更新が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業

8

1 2 4 10

3 5 7 9

単独での実施が可能

農道

農道を新しく整備したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、農道の新設が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業

8

1 4 10

5 6

単独での実施が可能

農道

農道の幅を拡げたい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、農道の拡幅が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業



1 4 10

3 5

単独での実施が可能

農道

農道の舗装を打ち直したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、農道の舗装の打ち直しが単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業



1 4 10

3 5 7 9

単独での実施が可能

農道

農道に離合のための待避所を整備したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、農道に待避所の設置が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業



1 4 10

3 5

単独での実施が可能

農道

軌道(農業用モノレール)を新しく設置したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、軌道の新設が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業



1 4 10

5 6 12

単独での実施が可能

農道

軌道(農業用モノレール)を更新したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。なお、軌道の更新が単独で出来る事業と他の工種と併せてでなければ出来ない事業があります。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業



1 4 10

3 5

単独での実施が可能

園内道

園内作業道を整備したい



地域における整備の規模に応じた支援事業を選定してください。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能な事業



3 5 12

単独での実施が可能

改植

優良品目・品種の果樹へ転換したい



産地自ら策定した果樹産地構造改革計画で位置づけられた振興品目・品種や担い手が対象です。同一品種や新たに植える場合などは対象となりません。

STEP 2

整備の規模

大規模な整備

中規模な整備

小規模な整備

STEP 3

支援が可能なメニュー



11

単独での実施が可能

1

## 農業競争力強化基盤整備事業(畠地帯担い手型)

STEP 4

事業内容	畠地帯に必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を 一体的に図る。  【定率助成】 <ul style="list-style-type: none"><li>・農業用用排水施設、農道整備、区画整理の1つ以上を実施</li><li>・客土、暗渠排水、除礫、農用地造成、農地保全、農業生産基盤整備附 帶（土壤改良他）のうち当該事業と密接な関係のあるものとを併せて 一体的に実施</li></ul>
採択要件	・担い手育成型は、受益面積の合計が20ha以上（ただし、樹園地5ha以 上の圃地の合計が10ha以上） ・担い手支援型は、受益面積の合計がおおむね30ha以上
事業主体	県
負担割合	定率助成：国（50%）、県（25.0%）、市町村（10%）、 農家（15.0%）

【お問い合わせ先 中国四国農政局 水利整備課】

2

## 農業水利施設保全合理化事業

STEP 4

事業内容	パイプライン化等による管理の省力化を図るとともに、老朽化した農 業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の 向上を図り、生産効率の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資 する。  【定率助成】 <ul style="list-style-type: none"><li>・農業水利施設等整備（農業用用排水施設、暗渠排水、客土、区画整 理）</li></ul> 【定額助成】 <ul style="list-style-type: none"><li>・水利用再編促進（管理省力化施設整備）</li></ul>
採択要件	・農業水利施設等整備は、農業振興地域で受益面積がおおむね20ha以 上であって、農用地利用集積促進用排水施設整備計画の作成が必要 ・水利用再編促進（管理省力化施設整備）は、事業費が200万円以上
事業主体	【定率助成】 県 【定額助成】 県、市町村、土地改良区又はその他県知事が適當と認める者
負担割合	定率助成：国（50%若しくは55%）、県（27.5%）、市町村（10%）、 農家（12.5%若しくは7.5%） 定額助成：定額

【お問い合わせ先 中国四国農政局 水利整備課】

事業内容	<p>地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図る。</p> <p><b>【定率助成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業用排水施設、暗渠排水、客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壤改良、区画整理、農作業道（変更のみ）、農用地の保全</li> </ul> <p><b>【定額助成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端の畠地かんがい施設整備</li> </ul>
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業基盤整備計画の策定</li> <li>1地区当たりの事業費の合計が200万円以上</li> <li>1地区当たりの受益者数が農業者2者以上</li> </ul>
事業主体	県、市町村、土地改良区、JA、農業者の組織する団体他
負担割合	<p>定率助成：国（50%若しくは55%）注意：県及び市町村の負担については、地域毎に異なりますので確認してください。</p> <p>定額助成： 10万円／10a(水路の変更を伴う場合は20万円／10a)、 15万円／10a、 15万円／100m、 20万円／10a(樹園地の場合は30万円／10a)</p>

【お問い合わせ先 中国四国農政局農地整備課】

事業内容	<p>効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、畠地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に図る。</p> <p><b>【定率助成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業用排水施設、農道整備、区画整理の1以上を実施</li> <li>客土、暗渠排水、除礫、農用地造成、農地保全、農業生産基盤整備附帯（土壤改良他）のうち当該事業と密接な関係のあるものとを併せて一体的に実施</li> </ul>
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手育成型は、受益面積の合計が20ha以上（ただし、樹園地5ha以上の団地の合計が10ha以上）</li> <li>担い手支援型は、受益面積の合計がおおむね30ha以上</li> </ul>
事業主体	県
負担割合	定率助成：国（50%）、県（25.0%）、市町村（10%）、農家（15.0%）

【お問い合わせ先 中国四国農政局水利整備課】

事業内容	農業生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に応じたきめの細かい土地基盤の整備を実施。 ・農業用排水施設、農業用道路（軌道、園内作業道を含む）、暗渠排水、区画整理、農用地保全（単独不可）他
採択要件	・受益面積が5ha以上 ・活性化計画が策定されていること ・事業メニューの受益者数が農林漁業者2者以上であること 他
事業主体	市町村、土地改良区、JA、農地保有合理化法人 他
負担割合	国（50%若しくは55%） 注意：県及び市町村の負担については、地域毎に異なりますので確認してください。

【お問い合わせ先 中国四国農政局水利整備課】

事業内容	耕作放棄地で作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業生産法人等が行う再生作業や土づくり、作付～販売の試行、施設の整備等を支援。  【定率助成】 ・重機を用いた再生作業、用排水施設、農業用機械・施設等の整備 他 【定額助成】 ・再生作業、土づくり、営農定着、小規模基盤整備 他
採択要件	・県協議会及び地域協議会が設立されていること ・土地所有者に代わり耕作する者が確保（見込み含む）されていること ・再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること ・農振農用地区域内の農地であること
事業主体	・引き受け手、地域協議会又は会員（市町村、農業委員会、JA等）、多面的機能支払交付金の活動組織等
負担割合	定率助成：国（1/2以内） 定額助成：再生作業5万円／10a、土づくり2.5万円／10a、営農定着2.5万円／10a、小規模基盤整備2.5万円／10a 他

【お問い合わせ先 中国四国農政局農地整備課】

事業内容	地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動、軽微な補修活動を支援。 また、老朽化が進む水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織に対して支援。
採択要件	・従来の農地・水の活動組織においても、農地維持支払及び資源向上支払に取り組むことが可能 ・活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、活動計画書を策定し、市町村と協定を締結
事業主体	活動組織（農家、農家以外、任意団体等、地域ぐるみで構成する活動） ただし、農地維持支払は農家のみの活動組織でも可能
負担割合	定額助成 農地維持支払 2,000円 / 10a 資源向上支払（共同活動） 1,440円 / 10a（注） “ （長寿命化） 2,000円 / 10a (注) 現行の農地・水保全管理支払いの5年以上継続地区は従来と同様に75%単価が適用

【お問い合わせ先 中国四国農政局農地整備課】

事業内容	耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保、担い手への農地利用集積を進め、農業を基幹とした地域の活性化を図る。  【基幹事業】 ・区画整理 【併せ行う事業】 ・農業用排水施設、農業用道路、農用地保全、客土、暗渠排水、土壤改良、除礫、鳥獣害防止施設
採択要件	・基幹事業に係る受益面積が200ha以上 ・基幹事業及び併せ行う事業の受益面積の合計が400ha以上
事業主体	国
負担割合	国（66.67%）、県（25.2%）、市町村（5%）、農家（3.13%）

【お問い合わせ先 中国四国農政局農地整備課】

事業内容	条件不利な農用地を耕作する農業者や生産組織等が、農地や道路・水路の適切な管理の方針や集落の目指すべき農業生産体制、また、その実現のために取り組む活動について話し合いを行い、これらの内容を集落協定として締結するとともに、この協定に基づいて、5年以上継続して農業生産活動等を実施する場合に、農地の不利性や面積に応じた交付金を交付。
採択要件	<p><b>【対象となる地域】</b> 地域振興立法5法の指定地域及び県知事が指定する地域</p> <p><b>【対象となる農用地】</b> 以下の基準に該当する農振農用地の1ha以上の一団の農用地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地（田1/20以上、畠15°以上）</li> <li>・緩傾斜地（田1/100以上、畠8°以上）</li> <li>・小区画・不整形な田</li> <li>・高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地</li> </ul>
事業主体	市町村
負担割合	国(50%)、県(25%)、市町村(25%)

【お問い合わせ先 中国四国農政局地域整備課】

事業内容	市町村の自主的な農村振興計画等に基づく実施計画に従って、農業生産基盤整備事業並びに農村生活環境整備事業等を適切に組み合わせた整備をメニュー方式により総合的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤整備事業（農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地改良又は保全）</li> <li>・農村生活環境整備事業（農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、農業集落防災安全施設、用地整備、活性化施設整備、集落環境管理施設整備、交流施設基盤整備、情報基盤施設整備、市民農園等整備、生態系保全施設等整備、交換分合）</li> </ul>
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興法5法の指定市町村又は準ずる市町村</li> <li>・農業生産基盤整備を実施する地域にあっては林野率50%以上かつ傾斜1/100以上の農用地の面積が当該地域の50%以上</li> </ul>
事業主体	県、市町村
負担割合	国 55% 注意：県及び市町村の負担については、地域毎に異なりますので確認してください。

【お問い合わせ先 中国四国農政局地域整備課】

事業内容  1. うんしゅ うみかん、なつ みかん、はっさ く、いよかん、 ネーブルオレンジ。  2. 普通栽培16万円 わい化栽培32万円	競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（産地計画）に基づき、担い手が行う優良な品目又は品種への転換に要する経費を補助する事業。新植や同一品種への転換は対象外。  ・改植：定額 みかん等 <sup>1</sup> 22万円 / 10a、りんご <sup>2</sup> 16又は32万円 / 10a 定率 その他果樹 経費の1 / 2以内 なお、5a以上対象果樹を改植した場合は、未収益期間（改植の翌年から4年分）への支援として20万円(5万円 / 10a)を一括交付 ・高接：経費の1 / 2以内
採択要件	【対象となる地域】 ・産地計画が策定されている地域で、当該計画の担い手が栽培管理する果樹園  【対象となる農用地】 ・1ヶ所当たりの実施面積が地続きで、おおむね2a以上5ha未満
事業主体	県果実基金協会（県法人）等
負担割合	国（定額、1 / 2以内）

【お問い合わせ先 各県果実基金協会又は中国四国農政局園芸特産課】

事業内容	競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（産地計画）に基づき、担い手が行う小規模園地、用水・かん水施設、モノレール、防霜・防風設備の整備に要する経費を補助する事業。  【メニュー】 ・小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壤土層改良、排水路の整備） ・用水・かん水施設整備（揚水施設費、散水施設費、自動制御装置等の経費） ・特認事業（モノレール・モノラックの整備、防霜・防風設備の整備）
採択要件	【対象となる地域】 ・産地計画が策定されている地域で、当該計画の担い手が栽培管理する果樹園  【対象となる農用地】（1～3は1ヶ所当たりの地続き実施面積） 1. 土壤土層改良：おおむね2a以上5ha未満 2. 小規模園地整備（土壤改良を除く）：おおむね10a以上5ha未満 3. 用水・かん水施設整備：品質向上等を目的とし、おおむね10a以上 4. モノレール等の整備：同種・同能力の再整備不可。受益面積10a以上 5. 防霜・防風設備の整備：受益面積がおおむね10a以上1ha未満
事業主体	県果実基金協会（県法人）等
負担割合	国 1 / 2以内

【お問い合わせ先 各県果実基金協会又は中国四国農政局園芸特産課】

事業内容	<p>野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく鳥獣被害防止対策を総合的に支援。特に、鳥獣被害対策実施隊が中心となって行われる活動については重点的支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備</li> <li>・捕獲や追払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動</li> <li>・被害軽減に確実に結びつく新技術の実証</li> <li>・農業者団体等による鳥獣被害防止のための取組</li> <li>・県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組</li> <li>・県が主導して行う広域捕獲活動等の取組</li> <li>・地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策</li> </ul>
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること</li> <li>・個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること、又は確実に見込まれること</li> <li>・整備事業を実施する場合は           <ul style="list-style-type: none"> <li>受益戸数が3戸以上であること</li> <li>施設の耐用年数が一定年数を超えること</li> <li>当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること</li> </ul> </li> </ul>
事業主体	ソフト（地域協議会）、ハード（地域協議会、その構成員）
負担割合	原則、ソフト（1/2以内等）、ハード（1/2以内） 注意：取組内容によっては定額助成になります。

【お問い合わせ先 中國四国農政局生産技術環境課】

## 事業実施のための手続きと助成の流れ(概要)

一般的なスケジュール( )		助成金の交付パターン( )			
(申請事業関係)	(公募事業関係)	国(農政局)	国(農政局)	国(農政局)	国
採択申請 11月まで	公募 3月～12月	↓	↓	↓	↓
採択通知 4月上旬	計画申請	県	（県 ↓	（県 ↓	指定法人
事業実施 4月～3月	計画承認	↓	市町村	（市町村 ↓	↓
(助成金の交付)	事業実施 4月～	↓	↓	事業主体	事業主体
実績報告 4月(翌年度)	実績報告(事業完了後)	↓	↓	事業主体	事業主体
	(助成金の交付)	事業主体	事業主体	事業主体	事業主体

( )事業により異なりますので確認して下さい

## 本手引きに関するお問い合わせ先

中国四国農政局 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 電話(086)224-4511 (代表) ・生産部 園芸特産課(内線2438) 生産技術環境課(内線2429) ・整備部 水利整備課(内線2641) 農地整備課(内線2661) 地域整備課(内線2651)	鳥取地域センター 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2丁目89-4 電話(0857)22-3131 (代表)
松江地域センター 〒690-0001 島根県松江市東朝日町192 電話(0852)24-7311 (代表)	広島地域センター 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 電話(082)228-5840 (代表)
山口地域センター 〒753-0088 山口県山口市中河原町6-16 電話(083)922-5200 (代表)	徳島地域センター 〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町2-32 電話(088)622-6131 (代表)
高松地域センター 〒760-0018 香川県高松市天神前3番5号 電話(087)831-8151 (代表)	松山地域センター 〒790-8519 愛媛県松山市宮田町188 電話(089)932-1177 (代表)
高知地域センター 〒780-0870 高知県高知市本町4-3-41 電話(088)875-7236 (代表)	

親切・丁寧・身近な相談しやすい農政局

中国四国農政局ホームページ <http://www.maff.go.jp/chushi/>